

JRIS 一問一答

一問一答【2009】2号

2009年1月13日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

投資コンサルタント 呉 明憲

e-mail: meiken@jris.com.cn

http://www.jris.com.cn

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話: 021-50541677 fax: 021-50546122



日本総研

The Japan Research Institute, Limited グループ

質問:

上海市における外商投資プロジェクトの審査批准権限を教えてください。

2008年8月22日付で上海市發展改革委員会より《上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法》¹が公布されております。上海市における審査批准権限は総投資額や産業分類に応じて次のようになります。なお、これは中外合弁、中外合作、外商独資、外商による国内企業の合併買収、外商投資企業の増資等の各種外商投資プロジェクトの認可に適用されます。

認可機関	奨励類	許可類	制限類
市外商投資プロジェクト主管機関審査⇒ 国家發展改革委員会 審査⇒国務院	5億米ドル以上	5億米ドル以上	1億米ドル以上
市外商投資プロジェクト主管機関審査⇒ 国家發展改革委員会	1億米ドル以上	1億米ドル以上	5000万米ドル以上
市政府が確定する機構	1億米ドル未満の工業プロジェクト		—
	工業プロジェクト以外で3000万米ドル未満		—
中心城区	1億米ドル未満のサービス業プロジェクト		
	サービス業プロジェクト以外で3000万米ドル未満		—
郊区（県）	1億米ドル未満の工業プロジェクト		—

浦東新区は奨励類と許可類について上海市と同レベルの権限を持ちます²。

¹ 滬府発 [2008] 33号

² 《上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法》第4条

なお、《上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法》では奨励類及び許可類で1億米ドル以上、制限類で5000万米ドル以上についてまでしか明記されておりませんが、「国家が外商投資プロジェクトに対して別途規定がある場合、その規定に従う」³とありますので、《外商投資プロジェクト認可暫定弁法》に基づいて奨励類及び許可類で5億米ドル以上、制限類で1億米ドル以上を上表に付け加えております。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

³ 《上海市外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法》第2条